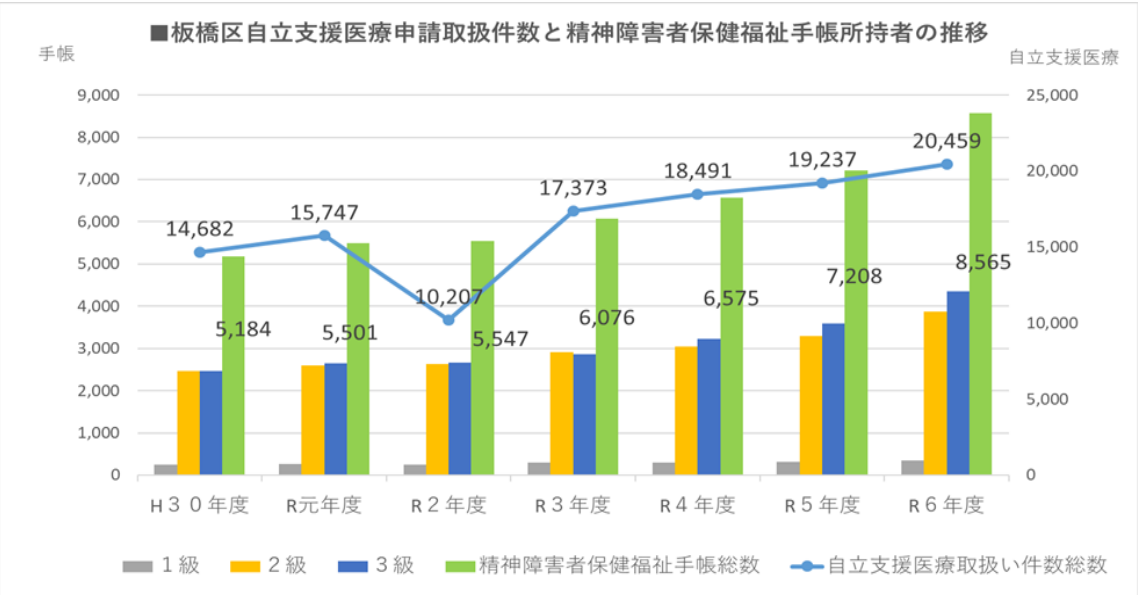


板橋区の精神保健に係る統計・健康推進課(保健所)事業

図1

■板橋区自立支援医療申請数(新規・更新・変更含む)と精神保健福祉手帳所持者数の推移

令和 2 年度の自立支援医療の申請数は減少しているが、これはコロナ感染症の影響で、申請の更新時期が延長できるようになったためである。令和 3 年度以降は、自立支援申請数、手帳所持者ともに増加傾向である。



* 令和 6 年度版事務事業概要より抜粋

表1

■医療保護入院(区長同意)者数の推移

令和6年4月1日 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、医療保護入院に期間が求められ、更新手続きが必要となった。

	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
新規	64件	57件	41件
更新	—	—	19件

表 2

■精神科病院数及び精神病床数

板橋区は病院数、病床数、人口万対病床数すべてにおいて23区内で最も多い。

区	病院数	病床数	人口万対病床数
板橋区	8	1, 8 3 1	3 1 . 3
世田谷区 (※)	3	1, 1 5 4	1 2 . 3
足立区 (※)	5	1, 0 3 5	1 4 . 9

* 令和 6 年版東京都の精神保健福祉の動向より抜粋

※世田谷区は病床数が板橋区に次いで2番目に多い
足立区は病院数・人口万対病床数が板橋区に次いで2番目に多い

表3

■精神保健福祉法 23 条通報件数及び措置入院者とその支援数

R4 年度より措置入院者退院後支援ガイドラインに基づく保健所による支援を開始した。

・法 23 条通報（警察官通報）…精神保健福祉法第 23 条に定められる、精神障がいのために、自傷他害の行為の恐れがある場合、警察官は最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（都の場合は東京都精神保健医療課）に通報する義務があると定められています。

・措置入院…法 23 条通報された際、東京都で措置入院が必要か否かを判断するため、精神保健指定医による診察を行う。その後、診察が必要と判断され、その結果入院治療が妥当と判断された場合に措置入院となる。

	R 3	R 4	R 5	R 6
① 2 3 通報件数(※)	105	98	84	-
② 診察(※)	44	33	34	-
③ 措置入院になった件数(※)	43	32	31	-
④ 措置入院者退院後支援問い合わせ件数	-	17	21	24
⑤ 措置入院者退院後支援計画作成数		8	8	11

※令和 6 年度版東京都の精神保健福祉の動向より抜粋

④－⑤の減少理由について：対象者が退院後に区外へ転出することが決まっている、対象者が支援を希望しない、支援介入が適当でないと病院が判断したなどの理由で、問い合わせは受けたが支援作成には至らなかったケースがあったため。また、ガイドラインに基づく保健所支援ではなく、健康福祉センターの地区担当保健師の支援を利用する方もいる。

表4

■こころといのちの係 定期事業報告

定期事業について下記の事業を実施している。精神保健福祉講演会は、主に依存症関連と統合失調症に関係する内容で 2 回開催。R5 年度は、オンラインと対面式の同時開催で行った。

		R3	R4	R5	R6
お酒の悩み相談会 (家族・本人向け)	実施回数	16	17	18	18
	参加延人数	59	65	74	82
うつ病・躁うつ病教室	実施回数	6	8	8	8
	参加延人数	35	61	52	73
ひきこもり家族教室	実施回数	20	20	20	20
	参加延人数	241	161	170	176
精神保健福祉講演会	実施回数	2	2	2	2
	参加人数	60	93	298	157
心のサポーター養成研修	実施回数		2	4	4
	参加人数		63	84	117

■精神科医療機関間情報交換会(R3 年度開始事業・年 1 回開催)

R 3・4 年度は区内医療機関を、R 5～は区内医療機関と区内訪問看護事業所を対象に実施した。

開催年度	テーマ	参加事業所数
R 3	成増厚生病院の取り組み他	8
R 4	措置入院者退院後支援について	9
R 5	精神科医療機関と訪問看護の連携について	20
R 6	支援に活かせるクライシスプランについて	24